



広報ぬまた お知らせ版



平成30年10月11日発行 第1030号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

融雪施設設置補助金の活用について

町では、町民皆様の冬期間における快適な生活環境を応援するため、個人又は共同で融雪施設（融雪槽やロードヒーティング等）を設置することで敷地内及び玄関前等の雪処理をする方に対し、その設置に要する費用の一部について支援を行っておりますので、是非ご活用ください。

■対象範囲

- ・町内業者により市街地（下水道計画区域〈融雪溝路線に面した地域を除く〉）に施設を設置する方。
- ・同一世帯で過去に本補助金を活用して施設を設置していない方。
- ・沼田町に住所を有している方で、同一世帯の全員が町税及び公共料金等を滞納していない方

※共同設置（2戸以上）の場合については、各世帯で上記全てを満たす必要があります。

■補助金額

- ・補助金額は設置工事費用の1/2以内（千円未満切り捨て）とし、限度額を次のとおりとします。

(1)個人の場合は20万円

(2)共同の場合は40万円

※補助金の交付申請は着工前、補助金の交付は工事完了後となります。

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

「北海道胆振東部地震」被災者への義援金にご協力を！

北海道胆振東部地震で被災された方々の支援を目的に、日本赤十字社沼田町分区では、町内の各施設に「義援金箱」を設置しています。

義援金は、日本赤十字社を通じて被災地にお届けいたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

■設置施設

◎役場庁舎1階窓口

◎健康福祉総合センター1階窓口

◎暮らしの安心センター

◎まちなかほっとタウン 物産サービスセンター

ヤング世代移住促進家賃助成事業

本町への移住促進を図ることを目的として、町外からの転入により本町で生活することとなる若者世代、並びに前居住地に関係なく結婚を機に本町で新たな生活をスタートすることとなる新婚世帯を対象として、新たに居住することとなる賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

■対象者

- ①転入世帯～転入した方のうち、申請時点において40歳未満の方が賃貸住宅に入居した世帯（夫婦世帯の場合は夫又は妻のいずれかが40歳未満である世帯）
- ②新婚世帯～申請日以前1年間に婚姻届を提出している世帯であって、夫又は妻のいずれかが申請時点において40歳未満の世帯

■対象要件

- ①町内にある賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該賃貸住宅の住所地に住民登録を行い、現に居住していること
- ②月額家賃（自己負担）が30,000円以上の民間賃貸住宅に居住していること。（住宅手当を受けている場合は、手当控除後の月額家賃とする。）
- ③世帯に公務員（国家公務員、地方公務員）が含まれていないこと。
- ④世帯全員が町税並びに公共料金等を滞納していないこと。
- ⑤賃貸住宅に住所を有した日以後3年以上沼田町に住む意思があること。

■対象経費

- ①公営住宅、官舎、並びに3親等以内の親族が所有する住宅以外の一戸建て住宅又は共同住宅にかかる家賃（共益費、駐車場使用料並びに冬期間の除雪費を除く）

■助成額及び助成期間

- ①助成額は、賃貸借契約に定められた賃借料の月額20%（千円未満切り捨て）
- ②助成期間は、交付申請のあった日の属する月の翌月から1年間

■申請に必要なもの

- ・印鑑・賃貸契約書の写し・住民票謄本・戸籍謄本（新婚世帯のみ）
- ・勤務先からの住宅手当等の額を証明する書類（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

ライフパートナー探し応援事業について

本町では、結婚について前向きに取り組む意欲のある方に対し、民間の結婚相談所など専門機関へ支払う費用、又は婚活イベント参加料等の一部を助成しておりますので、是非ご利用下さい。

■対象者

- ①結婚に対して前向きに取り組む意欲のある20歳以上の独身の方。
- ②結婚相談所へ入会された方、若しくはイベント開催時点において沼田町に住所を有する方であり、かつ今後も町内に居住する意思のある方。

■助成範囲

- ①結婚相談所等への入会金や登録料、会費等、専門機関を利用する際に必要となる費用
- ②婚活イベント参加料
- ③上記①及び②を利用又は参加した場合に必要な交通費及び宿泊料等の経費
- ④町内外の団体に関係なく、本町の住民が参加し行われる婚活イベント等の開催負担金

■助成額

- 申請者一人につき60,000円を上限として助成(上限に達するまで何回でも申請可とするが、イベントの参加助成については以下の範囲内とする)
 - ・婚活イベント参加料については、1回につき3,000円を上限
 - ・交通費等の旅費については、1回につき10,000円を上限
- イベント開催に伴う団体への負担金(上記④)については、本町からの参加者1人につき5,000円を上限として助成

■申請方法

- 結婚相談所など専門機関等へお支払いした後、領収書及び印鑑をご持参のうえ役場住民生活課移住定住応援室までお越し下さい。
- 申請にあたっては、個人の他、団体又はグループ等、複数人を一括して申請することも可能です。

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

結婚新生活応援事業について

本町では、下記の対象要件を満たしている世帯に対して、住居費や引越しに掛かる費用の一部について支援を行うことで本町での新生活を応援しています。

■対象要件

- ①平成30年4月1日から平成31年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- ②平成29年中の夫婦の合計所得が年間340万円未満である世帯
- ③申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が本町にあること。
- ④夫婦ともに34歳以下であること。

■対象経費

- ①住居費(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
※勤務先から住宅手当や引越しにかかる費用が支給されている場合は、その分を差し引いた額が対象経費
- ②新居への引越し費用
※引越業者又は運送業者へ支払った場合にのみ該当

■対象行為期間

- ①平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に支払った対象経費

■助成額

上記対象経費のうち、1世帯当たり30万円を上限として支援

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・平成29年中の所得証明書(本人及び配偶者)
- ・住宅の売買契約書(住居費に充てる場合)
- ・住宅の賃貸借見積書又は契約書(住居費に充てる場合)
- ・住宅手当支給証明書(住居費に充てる場合)
- ・引越しに係る領収書(引越し費用に充てる場合)

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

沼田町内の土地住宅情報など、沼田で暮らすための情報が満載です。
是非一度移住定住ブログを訪問してみてください。

移住定住情報公式サイト <http://teiju.com/>



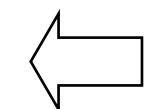
教育委員会ブログ

沼田町教育委員会ブログ

検索

URL <http://blog.canpan.info/numakyoui/>

各種事業の取組や、お知らせなどを掲載しています。どうぞご覧ください。



スマホは
QRコードから



広報ぬまた お知らせ版



平成30年10月11日発行 第1030号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

住宅の取得等をお考えの方はご相談ください

住宅の新築や中古住宅の購入、リフォームなどを行う際にご利用できる奨励金制度がありますので、お気軽にご相談下さい。(施工前に一度お問合せ下さい。)

新築住宅

基本額（自己所有地での新築含む）		
20歳代		170万円
30歳代		130万円
40歳代以上		50万円
加算額		
土地購入（3年以内に新築した場合）		30万円
町内業者での建設		70万円
融雪溝設置路線に新築		150万円
購入した土地にある中古住宅を取り壊して新築住宅を建設する場合、町内業者で20万円以上の取壊し、撤去、処分費用の2/3以内	限度額	100万円
子育て世帯（中学生以下の子どもを養育する世帯）が新築する場合	子ども一人につき	50万円

中古住宅

基本額（購入価格の1/2以内）		限度額	50万円
加算額			
リフォーム	子育て世帯が取得し、3年以内に町内業者により200万円以上の修繕（リフォーム）をする場合		100万円
リノベーション	子育て世帯が取得し、3年以内に町内業者により300万円以上の定められた改修（リノベーション）工事をする場合		150万円
	子育て世帯以外が取得し、3年以内に町内業者により200万円以上の定められた改修（リノベーション）工事をする場合で改修費用の1/4以内	限度額	100万円

持ち家リフォーム

町内業者で施工した修繕（リフォーム）費用の1/4以内（右記限度額に達するまで何回でも申請可）	限度額	25万円
--	-----	------

耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等を行った後に町内業者により耐震改修工事をする場合で改修費用の1/4以内	限度額	50万円
--	-----	------

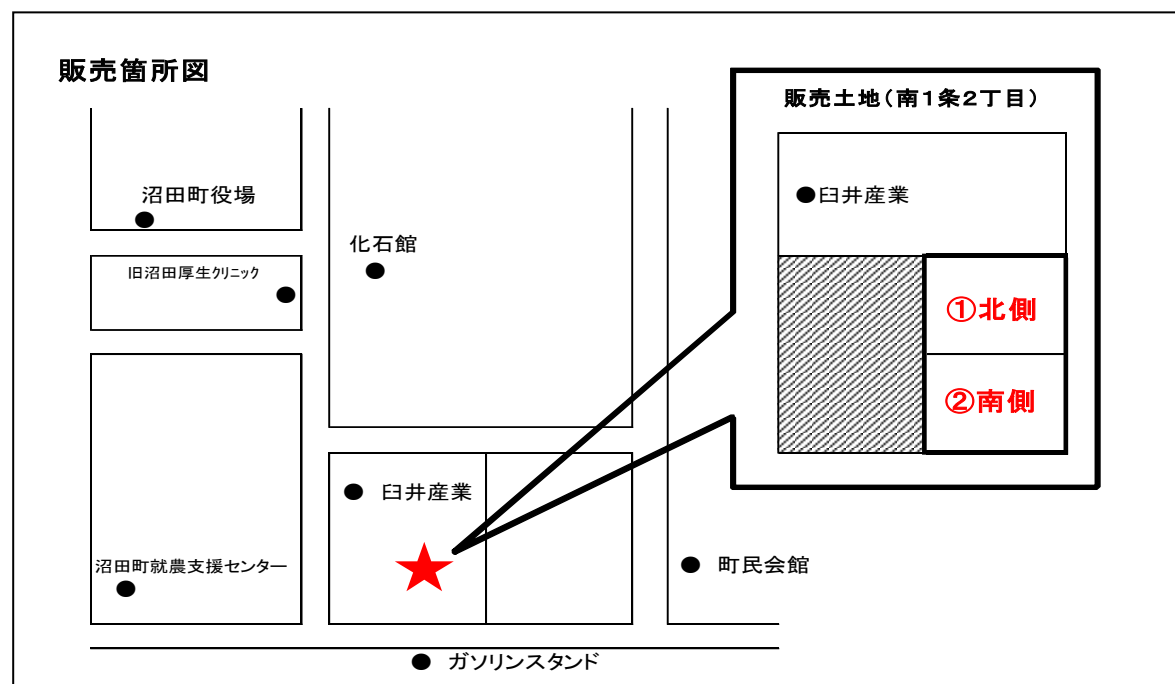
■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

町有地の販売について

町では、移住定住の促進のため現在未利用となっている町有地を販売いたします。

■販売物件

- ・所在地 沼田町南1条2丁目179番地64・65の内（①北側）
- ・販売面積 約359㎡（2筆合計）
- ・販売価格 1,758,300円
- ・所在地 沼田町南1条2丁目179番地65の内・68・69（②南側）
- ・販売面積 約360㎡（3筆合計）
- ・販売価格 1,670,100円



■応募資格

- ①自らが入居する住宅用地として使用する方で、土地購入後3年以内に住宅を建設する方
- ②下記のいずれにも該当しない方
 - ・成年被後見人又は被保佐人・破産者で復権を得ない者・未成年者
 - ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号及び第6号に該当する者等
 - ・現住所において市町村民税等の滞納がある者

■応募締切

平成30年11月16日（金）

■申請方法

町の「譲渡申請書」に納税証明書等関係書類を添えて申請下さい。

■応募者複数の場合

応募者が複数の場合は、現在のお住まいの状況や家族構成等を総合的に判断して決定します。

■費用負担

- ・用地測量等に係る経費は町が負担。
- ・売買物件に係る契約及び登記費用は購入者の負担。
- ・整地など購入後に発生する一切の経費は購入者の負担。

■その他

・本販売物件は、沼田町の「住んで快適暮らしで満足移住定住応援奨励金」の交付対象です。

■申込・お問合せ 総務財政課 財務グループ ☎35-2111

「人権心配ごと相談所」を開設します

守られていますか？ あなたの人権。
ひとりで悩まず、気軽に相談を!!

- 日 時 平成30年10月25日(木) 13:00~15:00
- 場 所 暮らしの安心センター 相談室
- 相 談 員 人権擁護委員・民生委員
- そ の 他 当日は、電話相談も受付けます。(暮らしの安心センター ☎35-2055)
- お問合せ 保健福祉課 福祉グループ ☎35-2120

「医薬品副作用被害救済制度」

お薬は正しく使っていても、副作用の起きる可能性があります。万が一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、医療費や年金などの給付を行う公的な制度が「医薬品副作用被害救済制度」です。

- 相談窓口 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
☎0120-149-931 (フリーダイヤル)
受付時間 月~金曜日 9:00~17:00
(※祝日、年末年始をのぞく。)
Eメール: kyufu@pmda.go.jp
- お問合せ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課
☎0120-149-931

「メールぬまた」登録受付中です!

「メールぬまた」は非常災害など緊急事態の情報を携帯電話等で受信できるサービスです。9月6日未明に発生した、胆振東部地震の際にも「メールぬまた」で情報を配信し、テレビ等から情報が得られない中、情報配信に役立ちました。登録がお済みでない方は、随時受け付けておりますので下記のとおり登録をお願いします。

- 1.numata_info-1@req.jp へ本文、件名を空白にして送信してください。
(QRコード対応機種をお持ちの方は、右のコードを読み取ると便利です。)
- 2.送信後に送られてくる登録手続きご案内のURLをクリックしてください。
- 3.登録画面にて必要事項を入力し、送信してください。〔ご登録ありがとうございます〕というメールが届けば登録完了です。※登録されている方で機種を変更した場合やメールアドレスが変わった場合、迷惑メール防止設定をしていると受信できない場合がありますので、設定をご確認下さい。また、ご不明な点がございましたら下記までお問合せ下さい。

- お問合せ 総務財政課 広報情報グループ ☎35-2111

日曜・祝日当番医のお知らせ

- ◆10月14日(日)
歯 科 系…スマイル歯科(滝川市) ☎0125-74-5028
内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101
(担当医:みきた整形外科クリニック)
- ◆10月21日(日)
歯 科 系…長谷川歯科医院(赤平市) ☎0125-32-3043
内科・外科系…深川第一病院 ☎23-3511
- ◆10月28日(日)
歯 科 系…伊藤歯科医院(砂川市) ☎0125-52-2222
内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101
(担当医:町立沼田厚生クリニック)

10月11日から10月23日までの行事予定

	行 事 名	時 間	場 所
10月11日(木)	ふれあい総合健診	6:30~	ふれあい
12日(金)	ふれあい総合健診	6:30~	ふれあい
13日(土)	小学校学習発表会	8:30~	小学校
16日(火)	高齢者サロン	10:00~	旭町コミセン
	定例行政相談	13:00~	町民会館
17日(水)	乳幼児健診	11:45~	ふれあい
22日(月)	脳トレ教室	10:00~	ふれあい
23日(火)	高齢者サロン	10:00~	緑町コミセン
	防火パレード	15:00~	町内全域

キップ・定期券は、JR石狩沼田駅でお買い求め下さい。
祝祭日を除く月~金の7:20~13:40で販売中です。
※不在となる時間帯もあります。